

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
品 名 又は 件 名	庁舎及び浴場清掃役務	仕様書 番 号	7 警隊 LPS-X99130
		~~大~~ — ~~臣~~ ~~承~~ — ~~認~~	平成 年 月 日
		作 成	令和 8 年 4 月 9 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第 7 警 戒 隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、高尾山分屯基地に所在する施設等の清掃役務について契約相手方が実施する事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書及び仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

a) 休養日等

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）の規定により休日となる日、1 2 月 2 9 日～1 月 3 日までの期間及び官側の都合により休養日となった日をいう。

b) 清掃員

契約相手方が本役務を行うために派遣した作業従事者をいう。

1.3 引用文書等

引用文書については、次のとおりとし、契約の履行にあたっては最新のものを引用するものとする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務共通仕様書」第 4 編「清掃」

2. 役務に関する要求

2.1 役務の内容

庁舎及び浴場の清掃（別紙第 1 ～別紙第 2 のとおり。）

2.2 清掃実施日及び清掃頻度

原則として休養日等を除く、毎週月曜日から金曜日とし、都度の発注により示す。

2.3 清掃実施場所

別図のとおり。

3. 役務の実施に関する事項

3.1 清掃に供する資器材等

a) 清掃用具

契約相手方は、本役務実施にあたり、次の清掃用具の貸付を受けることができる。

貸付可能物品

掃除機	ほうき
ちりとり	バケツ
各種ブラシ	高圧洗浄機

件 名	庁舎及び浴場清掃役務
-----	------------

- b) 契約相手方は、清掃用具の貸付を希望する場合は役務開始の1週間前までに監督官へ通知する。
- c) 清掃に供する衛生消耗品（トイレットペーパー、補充用液体石鹸、各種清掃用洗剤、及びごみ袋等）は官側が支給するものとし、必要な都度、監督官と調整のうえ補充を行うものとする。
- d) 個人装具等（例：長靴、ゴム手袋、マスク等）及びその他資器材は契約相手方が準備するものとする。
- 3.2 本役務に必要な電気、水は官給支給とする。また、便所の使用については、監督官が指定した場所を使用するものとする。
- 3.3 官側は、契約相手方の監督責任下における清掃員の行為について、その保証責任を負わない。
- 3.4 本役務において官側の施設及び備品等に損傷を与えないように十分な配慮をするものとし、万一、損傷を与えた場合は契約相手方負担で修復する。
- 3.5 本役務の清掃員については、次によらないものとする。
 - a) 日本国籍を有しない者
 - b) 現在及び過去において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - c) 成年後見人または被保佐人
 - d) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
 - e) 法令の規定に懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
- 3.6 女性施設の清掃は、女性清掃員を充てるものとする。
- 3.7 基地内立入等については、次のとおりとする。
 - a) 本役務の立入等については、基地の定める規則に基づき、申請を行い、許可を得るものとする。
 - b) 本役務と関係のない場所への立入は行わないものとする。
- 3.8 契約相手方は、清掃員に対して本役務の内容を十分理解させるものとし、適切に指導を行うものとする。
- 3.9 清掃時間は、午前8時15分から午後5時までの間（4時間程度）を基準とする。
- 3.10 契約相手方は、清掃の都度、別紙様式第1及び別紙様式第2により、清掃記録を作成し、監督官の確認を受けるものとする。
- 3.11 契約相手方は、前項による清掃記録を月の最終清掃日に監督官を通じ、検査官に提出するものとする。
- 3.12 契約相手方は、本役務において知りえた事項等については関係者以外への口外はしないものとする。
- 3.13 この仕様書と役務内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、決定するものとする。
- 4. 監督・検査
 - 4.1 監督

監督官は、清掃状況を確認し、清掃記録と照合し、問題がないと判断した場合は清掃記録に署名を行うものとする。
 - 4.2 検査

検査官は、提出された清掃記録をもって検査を行うものとする。
- 5. その他

この仕様書に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、契約担当官と調整の上指示を受ける。

役務内容

日常清掃（1日1回）

1 廊下・階段・フロア

作業項目	作業内容	備考
1 床清掃 掃除機による除塵	掃除機で吸塵する。	容易に除去できるしみ取り含む
2 床以外の清掃 手すり	雑巾で水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	階段のみ

2 玄関

作業項目	作業内容	備考
1 床清掃 掃除機による除塵 ほうき（除塵）	掃除機で吸塵する。 ほうきで掃き，集めたごみは所定の場所に集積する。	容易に除去できるしみ取り含む
2 床以外の清掃 （1）フロアーマット（除塵） （2）扉ガラス（部分拭き）	掃除機で吸塵する。 汚れの目立つ部分は，雑巾で水拭き又は乾拭きする。	

3 便所

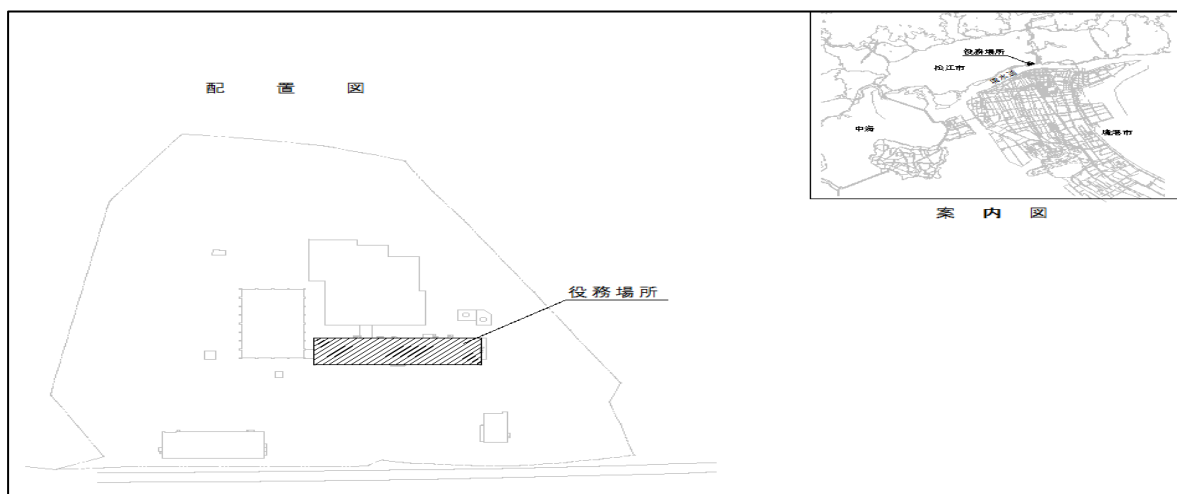
作業項目	作業内容	備考
1 床清掃 （1）ほうき（除塵） （2）水拭き（全面）	ほうきで掃き，集めたごみは所定の場所に集積する。 ブラシ等で洗浄し，水切りを行う。	
2 床以外の清掃 （1）ごみ箱（ごみ収集） （2）扉及びトイレブース（部分拭き） （3）洗面台・水栓（拭き） （4）鏡（拭き） （5）便器（洗浄） （6）衛生消耗品（補充） （7）汚物容器（汚物収集）	ごみを集積し，容器の外面で汚れた部分は雑巾で水拭き及び乾拭きする。 汚れた部分は水又は適正洗剤を用いて拭く。 スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し，雑巾で拭く。 適正洗剤を用いて拭き，乾拭きして仕上げる。 適正洗剤を用いて洗浄し拭く。 トイレットペーパー，水石鹸等を補充する。 内容物を収集し，容器の外面で汚れた部分は，雑巾で水拭き及び乾拭きをする。	
3 ごみ集積	ごみ箱が一杯になったら指定された集積場所に運搬する。	

4 浴場

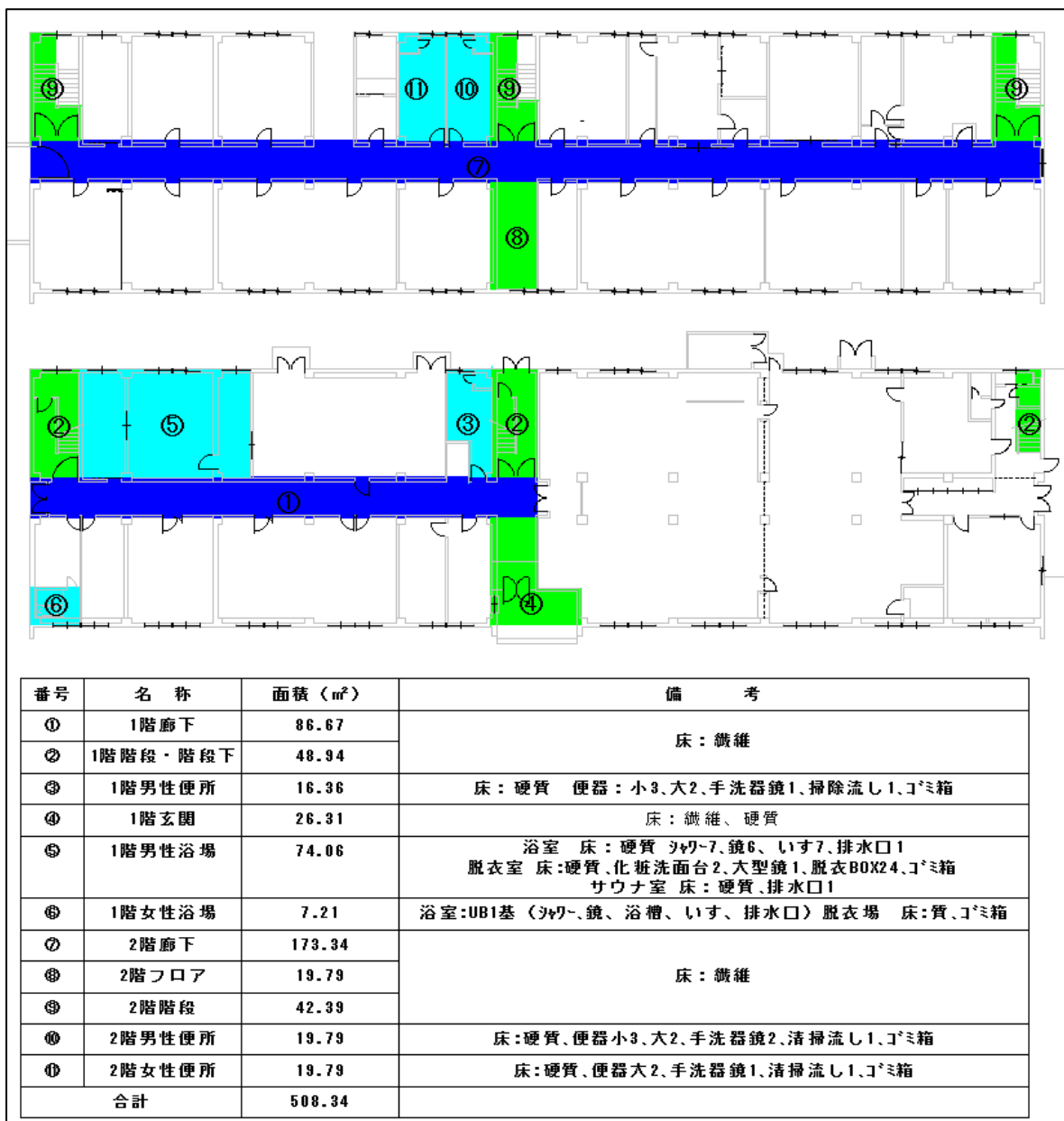
作業項目	作業内容	備考
1 床清掃 (1) 脱衣室 (除塵) (2) 浴室 (洗浄)	掃除機で吸塵する。 適正洗剤を用いてブラシ等で洗浄し、水拭きする。	サウナ室及び女性浴槽含む。
2 床以外の清掃 (1) 壁	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄する。	
(2) ごみ箱 (ごみ収集)	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は雑巾で水拭き及び乾拭きする。	
(3) 扉 (部分拭き)	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。	
(4) 洗面台 (拭き)	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、雑巾で拭く。	
(5) 鏡 (拭き)	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。	
(6) 椅子 (拭き)	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、雑巾で拭き、整理する。	
(7) 水栓・シャワー金具等 (拭き)	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、雑巾で拭く。	
(8) 排水口 (ごみ収集)	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	
(9) 足ふきマット (交換)	足ふきマットを交換する。	
(10) 脱衣箱・脱衣かご (拭き)	雑巾で拭き、整理する。	
3 ごみ集積	ごみ箱が一杯になったら指定された集積場所に運搬する。	

清掃実施場所

1 配置図及び案内図



2 清掃範囲



検査官

清掃記録（令和 年 月）

日	隊庁舎					
	1 階		2 階			監督官
	廊下・階段・玄関	便 所	廊下・階段・ﾌｵｱ	男性便所	女性便所	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

検査官

清掃記録（令和 年 月）

日	浴 場					監督官
	男性浴場			女性浴場		
	浴 室	サウナ室	脱衣場	浴 室	脱衣場	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						